

供給約款等以外の供給条件認可申請書

関客発 第 14 号
平成 25 年 4 月 2 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力株式会社

取締役社長 八 木 誠

電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり供給約款等以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	平成 25 年 5 月 1 日以降相当の期間

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成25年4月2日付け20121126資第12号認可。以下「供給約款」といいます。）の定額電灯または公衆街路灯Aにより電気の供給を受け、契約負荷設備に10ボルトアンペアまでの容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）の電灯を含むお客さまで、かつ、この供給条件の適用の申出があった場合に適用いたします。

2 料金

(1) 供給約款15（定額電灯）(4)の料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款15（定額電灯）(4)ロ(i)および供給約款別表2（燃料費調整）(2)イ(i)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

イ 電灯料金

1灯につき	73円30銭
-------	--------

ロ 基準単価

1灯につき	70銭1厘
-------	-------

(2) 供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款18（公衆街路灯）(1)ロ(ロ)aおよび供給約款別表2（燃料費調整）(2)イ(i)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

イ 電灯料金

1 灯につき	65 円 85 銭
--------	-----------

ロ 基準単価

1 灯につき	70 銭 1 厘
--------	----------

- (3) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

3 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第27条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第27条第2号)

料金の算出根拠

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

定額電灯および公衆街路灯 A における 10 ワットまでの電灯に適用する料金区分につきましては、現在、供給約款等以外の供給条件（平成 24 年 6 月 25 日付け平成 24・06・20 資第 229 号認可。）により、お客さまに適用しておりますが、今回の電気供給約款の変更を行なうにあたりましても、引き続き適用いたしたく、認可申請する次第であります。

(電気事業法施行規則第27条第2号)

料金の算出根拠

料金の算出根拠

料金率および基準単価は、供給約款の定額電灯および公衆街路灯 A の料金算定諸元をもとに、契約負荷設備の容量を勘案し、設定いたしました。

(1) 料金率表

区 分	単 位	料 金 率
		円 銭
イ 定額電灯 電灯料金 10Wまで	1 灯	73.30
ロ 公衆街路灯 A 電灯料金 10Wまで	1 灯	65.85

(2) 燃料費調整

区 分	単 位	価格または料金率
		円
平均 燃料 価格	基準値	1 k l 38,800
	調整の上限価格	1 k l 58,200
基準 単 価	イ 定額電灯	1 灯 円 銭厘 0.701
	ロ 公衆街路灯 A	1 灯 0.701